

高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォーム規約

【名称】

第1条 この会議の名称は、高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

【目的】

第2条 プラットフォームは、会津美里町高田地域中心市街地において、官と民が一体となり、高田まちなか未来ビジョンの策定及びそれを実現する事業等の実施を通じて、中心市街地の活性化と発展に寄与することを目的とする。

【活動内容】

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) プラットフォームの運営に関する事項
- (2) 高田まちなか未来ビジョンの策定及び改廃に関する事項
- (3) 高田まちなか未来ビジョンの策定、調査、検討及び実証実験に関する事項
- (4) 高田まちなか未来ビジョンの実現に向けた事業実施に関する事項
- (5) その他前条に掲げる目的の達成のために必要な事項

【組織】

第4条 プラットフォームは、次に掲げる団体等のメンバーをもって組織する。

- (1) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする団体等
- (2) まちづくりの推進を図る活動に関心を有する団体等
- (3) 学識経験及びまちづくり活動について優れた実績を有する者
- (4) 公共交通事業者や金融機関等の関係団体
- (5) 行政
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者

2 プラットフォームへの加入又は脱退は、会長が会員の意見を聞き承認する。

【役員及び職務】

第5条 プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び監事は、会員の互選により選出する。ただし、行政を除く。

3 副会長は、会員の中から会長が指名する。

4 会長はプラットフォームを代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、会計事務を監査する。

【任期】

第6条 会員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による会員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 会員の任期が満了となった場合において、会員から特段の申出がない場合は、その任期は、自動的に更新されるものとする。

【会議】

第7条 会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、会員の半数が出席しなければ開くことができない。ただし出席は、出席する会員への委任状の提出をもって代えることができる。
- 3 会議の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

【部会】

第8条 第3条の事業を円滑に実施するため、プラットフォームの下に、会員の一部により構成された部会を置くことができる。

- 2 部会は必要に応じて会長が召集し、開催する。
- 3 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者を部会に参加させることができる。
- 4 部会は、次に掲げる事項を審議し、決定することができる。
 - (1)プラットフォームから委任された事項
 - (2)その他プラットフォームの運営について会長が必要と認めた事項
- 5 その他部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【事務局】

第9条 プラットフォームの事務局は、会長が指名する会員が所属する団体に置く。

- 2 プラットフォームの運営に必要となる連絡・調整等は、事務局及び会津美里町担当課が共同で行う。

【雑則】

第10条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年(2025年)3月19日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在で在職する会員及び役員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。